

## 広島県告示第439号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成30年5月10日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 三菱ケミカル株式会社 取締役社長 越智 仁
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市御幸町20番1号 三菱ケミカル株式会社 大竹事業所

### 2 申請の内容

21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設1基を設置するとともに、21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設25基を変更する。また、21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設8基を廃止するとともに、21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設7基を変更する。さらに、排水口4基の排出水の汚染状態及び量を変更する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

##### (その1) 新設

種	類	21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設（紡糸5工場〔YKR〕）
能	力	繊維製造量 12t/日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後18ヶ月後
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続 (季節的変動なし)			
	項目		(洗浄延伸機)		(水洗処理)	
			通常	最大	通常	最大
排出される汚水状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6.0~9.0	6.0~9.0	6.0~9.0	6.0~9.0
	化学的酸素要求量		230	320	230	320
	浮遊物質質量		5	10	1	2
	窒素含有量		5	10	310	350
	燐含有量		1	3	1	3
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		16	16	67	67	
汚水等の排出先		活性汚泥処理施設				

(その2) 変更

種類	変更前		変更後			
	21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設 (紡糸1工場 [M/C102, FT1] [水洗処理]) 2基分					
工期等	工事着手予定年月日		-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日		-		着手後1ヶ月後	
	使用開始予定年月日		-		完成後直ちに	
使用の方法	項目		通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		168	168	164	164

(その3) 変更

種 類		変更前		変更後	
		21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設 (紡糸2工場 [AH1～7] [水洗処理]) 7基分			
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		着手後1ヶ月後	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使用の方法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	272	272	268	268

(その4) 変更

種 類		変更前		変更後			
		21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設 (紡糸3工場 [M/C301～316] [水洗処理]) 16基分					
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	-		着手後1ヶ月後			
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに			
使用の方法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大		
	排出される汚水等の状態	化学的酸素要求量	(単位: mg / L)	140	220	136	216
		窒素含有量		150	200	140	190
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		640	640	636	636	

(その5) 変更

種 類	変更前		変更後		
	21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設 (モノマー回収施設〔重合工場C系〕)				
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		着手後1ヶ月後	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使用の方法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	324	324	320	320

(その6) 変更

種 類	変更前		変更後		
	21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設 (モノマー回収施設〔重合工場1系〕)				
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		着手後1ヶ月後	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使用の方法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	895	895	936	936

(その7) 変更

種 類	変更前		変更後	
	21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設 (モノマー回収施設〔重合工場2系〕)			
工	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに

期等	工事完成予定年月日	—		着手後1ヶ月後	
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	895	895	722	722

(その8) 変更

種	類	変更前		変更後	
		21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設 (モノマー回収施設〔重合工場3系〕)			
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	—		着手後1ヶ月後	
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	895	895	720	720

(その9) 変更

種	類	変更前		変更後	
		21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設 (モノマー回収施設〔重合工場4系〕)			
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	—		着手後1ヶ月後	
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
使	項目	通常	最大	通常	最大

用の方法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	895	895	722	722
------	--	-----	-----	-----	-----

(その10) 変更

種類		変更前		変更後	
		21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設 (モノマー回収施設〔重合工場5系〕)			
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		着手後1ヶ月後	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	895	895	1,152	1,152

(その11) 変更

種類		変更前		変更後	
		21-ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設 (モノマー回収施設〔重合工場6系〕)			
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		着手後1ヶ月後	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	1,165	1,165	1,321	1,321

(その12) 21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設 8 基 廃止

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

(その1) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
中央排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	8,765	10,813	8,755	10,798

(その2) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
ボンネル第 1排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	47,543	57,972	47,498	57,912

(その3) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
ボンネル第 2排水口	化学的酸素要求量 (mg/L)	10以下	15	10以下	14
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	44,316	56,150	44,314	56,147

(その4) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
ボンネル第 3排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	22,979	29,879	22,973	29,871

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年5月10日から平成30年5月31日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課